

表 C2-5-17 平成 24 年度から平成 26 年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

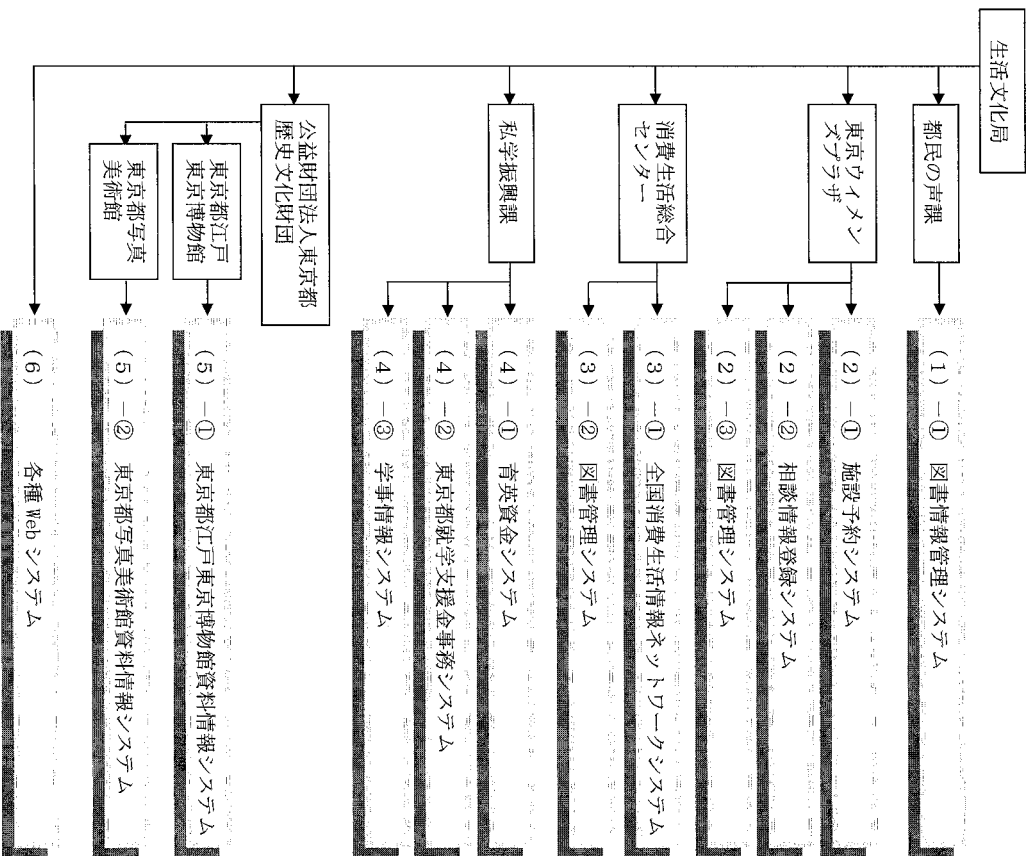
科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I 資産の部			
1. 流動資産	575, 124	465, 652	409, 709
2. 固定資産	555, 557	555, 858	544, 345
(1) 基本財産	22, 951	22, 951	22, 951
(2) 特定資産	462, 725	406, 852	438, 784
(3) その他固定資産	69, 880	126, 055	82, 610
資産合計	1, 130, 681	1, 021, 510	954, 055
II 負債の部			
1. 流動負債	265, 664	250, 786	191, 574
2. 固定負債	119, 725	49, 852	51, 784
負債合計	385, 389	300, 638	243, 358
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	1, 000	1, 000	1, 000
2. 一般正味財産	744, 291	719, 872	709, 697
正味財産合計	745, 291	720, 872	710, 697
負債及び正味財産合計	1, 130, 681	1, 021, 510	954, 055

(公益財団法人東京都交響楽団「決算書」より抜粋)

III 生活文化局における主要な業務処理システムについて

生活文化局の主要な業務処理システムは、図 C3-0-1 のとおりである。

図 C3-0-1 生活文化局の主要な業務処理システム



1. 業務システムの概要について

(1) 広報広聴部民の声課で使用しているシステムについて

① 図書情報管理システム

広報広聴部民の声課の蔵書の管理、貸出業務等の効率化、情報提供の迅速化のためのシステムである。パッケージソフトを導入しており、主な機能は以下のとおりである。

- ・図書新規登録及び除籍処理
- ・貸出管理
- ・利用者登録
- ・蔵書管理
- ・蔵書検索
- ・統計処理

(2) 東京ウイメンズプラザで使用しているシステムについて

① 施設予約システム

東京ウイメンズプラザのホール、視聴覚室、会議室等の施設を一般利用者がインターネットを利用して予約するためのシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・施設空き状況照会
- ・電子抽選、予約、使用申請
- ・空き施設予約
- ・予約状況確認

施設予約システムは、従来、手作業により行っていた、施設予約の管理業務を、正確かつ効率的に行うため、独自仕様により開発を行ったシステムである。

② 相談情報登録システム

東京ウイメンズプラザに寄せられた相談について、どのような相談が寄せられてきているのか等の統計資料を作成するためのシステムである。システムアップロード（ネットワーク等に全く接続されていない）PC上で稼働し、利用する際は、施設された保管場所より取り出して使用している。また、使用

後は、速やかに保管場所に戻して施設している。

③ 図書管理システム

東京ウイメンズプラザの蔵書の管理、貸出業務等の効率化、情報提供の迅速化のためのシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・受付業務（利用者登録、利用者管理）
- ・受入業務（図書登録、雑誌登録、ビデオ登録）
- ・貸出業務（貸出処理）
- ・返却業務（返却処理、督促一覧）
- ・検索業務（タイトル、責任表示、出版社、件名、分類番号等）
- ・統計業務
- ・蔵書管理業務

(3) 消費生活総合センターで使用しているシステムについて

① 全国消費生活情報ネットワークシステム

都民から受け付けた消費生活相談情報を蓄積し、活用するための情報システムであり、情報システムの開発、保守、運用等、個人データを含む情報管理は、独立行政法人国民生活センター（以下、「国民生活センター」という。）にて実施されている。

② 図書管理システム

消費生活総合センター内、図書資料室に所蔵の、消費生活に係る蔵書の管理、貸出業務等の効率化、情報提供の迅速化のために、平成9年1月から稼働しているシステムである。パッケージソフトを導入しており、主な機能は以下のとおりである。

- ・受付業務（利用者登録、利用者管理）
- ・受入業務（図書登録、雑誌登録、ビデオ登録）
- ・貸出業務（貸出処理）
- ・返却業務（返却処理、督促一覧）
- ・検索業務（タイトル、責任表示、出版者、件名、分類番号等）
- ・統計業務
- ・蔵書管理業務

(4) 私学部私学振興課で使用しているシステムについて

① 育英資金システム

育英資金を貸し付けた奨学生の個人情報、貸付情報、返還情報などの管理及び返還金請求データの作成等を行うためのシステムである。貸付業務については公益財団法人東京都私学財団に移管されたことに伴い、平成16年度をもって新規貸付業務を終了しており、返還のみ行っている。

② 東京都就学支援金事務システム

就学支援金支給業務に合わせて、平成23年度より構築したシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・ 受給資格申請
- ・ 停止、再開申請
- ・ 消滅申請
- ・ 加算申請
- ・ 支給月修正

③ 学事情報システム

平成6年に導入された私学事務に使用するシステムであり、主な機能は以下のとおりである。

- ・ 学事情報の登録
- ・ 学事情報の照会
- ・ 経常費補助金の算出
- ・ 叙勲表彰管理

(5) 公益財団法人東京都歴史文化財団で使用しているシステムについて

① 東京都江戸東京博物館資料情報システム

東京都江戸東京博物館の所蔵品の収集情報の支援と、資料に関する情報を蓄積・整理するため、及び図書書室来館者へ、図書収蔵資料について検索サービスを提供と閲覧業務の支援を行うとともに、来館者への江戸東京博物館収蔵資料についての検索サービスの提供と情報公開を目的とするシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・ 資料収集
 - ・ 資料登録
 - ・ 資料管理
 - ・ 資料検索
 - ・ 資料装備
 - ・ 運用管理
 - ・ 閲覧資料検索
 - ・ 収蔵資料検索
- 平成5年3月の東京都江戸東京博物館の開館に合わせて開発したものである。

② 東京都写真美術館資料情報システム

東京都写真美術館の美術館作品及び預託作品を管理するためのシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・ 資料収集
 - ・ 資料登録
 - ・ 資料管理
 - ・ 資料検索
 - ・ 運用管理
- 平成7年1月の東京都写真美術館の開館に合わせて、東京都江戸東京博物館の資料情報システムをベースに開発したものである。

(6) その他について

各部署での情報公開等の目的で構築しているWebサイトが存在する。

第3 監査の結果

指摘及び意見の件数は、以下のとおりである。

区分	指摘	意見	合計
I 生活文化局に共通する指摘と意見	0	9	9
II 広報広聴及び情報公開事業に関する指摘と意見	0	6	6
III 都民生活、男女平等参画推進事業に関する指摘と意見	0	4	4
IV 消費生活の安定と向上事業に関する指摘と意見	2	9	11
V 私学振興事業に関する指摘と意見	3	8	11
VI 文化振興事業に関する指摘と意見	3	17	20
合計	8	53	61

また、監査の結果の本文中における各団体及び文化施設については、以下の略称を用いる。

団体名	略称
公益財団法人東京都私学財団	私学財団
公益財団法人東京都歴史文化財団	歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団	都響

施設名	略称
東京文化会館	文化会館
東京芸術劇場	芸術劇場
東京都江戸東京博物館	江戸博
江戸東京たてもの園	たてもの園
東京都写真美術館	写真美術館
東京都現代美術館	現代美術館
東京都美術館	都美術館
東京都庭園美術館	庭園美術館

I 生活文化局に共通する指摘と意見について

1. PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルと説明責任について

(1) 生活文化局全体としての中長期的な計画について

生活文化局は、都民生活の質的豊かさを求める都民のニーズに応える役割を担い、①広報広聴、②都民生活、③消費生活、④私学振興、⑤文化振興といった様々な事業を実施しているが、これらの事業全体を総括するような、局全体としての中長期的な計画を策定していない。

生活文化局に、局全体としての中長期計画を策定していない理由と今後策定する予定を確認したところ、以下の回答であった。

東京都では、昨年末(2015年末)、2020年東京大会と10年後の東京が目指すべき将来像を示す中長期計画である「東京都長期ビジョン」を策定しており、本計画の中で、当局における事業の将来像や政策目標等を掲げている。
このほか、文化政策においては、今後の芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を本年(2016年)3月末に策定し、2020年東京大会の開催やその先を見据えた施策の展望を示している。
また、法律や条例に基づき個別事業の中期計画を策定している。

このように、生活文化局は、局全体の計画としては「東京都長期ビジョン」等に織り込まれているとの認識である。

しかしながら、「東京都長期ビジョン」は生活文化局全体の主要な事業を網羅していないことから、これをもって生活文化局全体として中長期計画を策定しているものではないと考えられる。

すなわち、「東京都長期ビジョン」は、「世界一の都市・東京」の実現を目指す、策定されたものであり、都が目指す将来像を達成するための基本目標や政策目標、その達成に向けた具体的な政策展開、3か年の実施計画などを明らかにしているが、このうち生活文化局に関連する項目は表D1-I-1のとおりであって、例えば、①広報広聴については都市外交以外の主要施策(都民への広報や都民からの広聴等)が織り込まれていないこと、②消費生活については犯罪対策以外の主要政策(公衆浴場対策、計量適正化等)が織り込まれていないことから、

「東京都長期ビジョン」をもって、生活文化局全体として中長期計画を策定しているとは考えられないのである。

表 D1-1-1 「東京都長期ビジョン」における生活文化局関連項目 (抜粋)

都市戦略	政策指針	頁	内容	関連部署
都市戦略 1	政策指針 1	55	文化プログラム・教育プログラムの展開	文化振興部 私学部
都市戦略 3	政策指針 7	120	2020 年大会に向けた、ボランティアの裾野拡大及び着実な育成	都民生活部
都市戦略 3	政策指針 7	122	幅広い市民活動への支援を通じた、共助社会の実現	都民生活部
都市戦略 3	政策指針 8	135	誰もが身近に芸術文化に親しめる環境の整備	文化振興部
都市戦略 4	政策指針 9	148	特定沿道建築物及び住宅の耐震化の促進	私学部
都市戦略 4	政策指針 9	152	自助・共助の取組を一層促進し、地域の防災力を向上	都民生活部
都市戦略 4	政策指針 10	164	地域における身近な犯罪等への対策を推進	都民生活部 消費生活部
都市戦略 5	政策指針 11	177	安心して子供を産み育てられる社会の実現	私学部 文化振興部
都市戦略 6	政策指針 17	244	女性の多様な働き方を支援し、社会的活躍を促進	都民生活部
都市戦略 6	政策指針 17	247	ワーク・ライフ・バランスの充実	都民生活部
都市戦略 6	政策指針 18	258	世界で通用するグローバル人材の育成	私学部
都市戦略 6	政策指針 18	261	学びの基礎を徹底	私学部
都市戦略 6	政策指針 19	265	新たな戦略に基づく都市外交の推進	都民生活部
都市戦略 6	政策指針 19	266	2020 年大会の成功と東京の発展に寄与する戦略的な都市外交の推進	文化振興部
都市戦略 8	政策指針 24	327	地域資源を生かした文化・スポーツ環境の整備	文化振興部

(「東京都長期ビジョン」より生活文化局が抜粋)

(2) 生活文化局各部としての中長期的な計画について

生活文化局の各部においては、表 D1-1-2 のとおり、法令の要請によって中長期の計画を策定しているものがあるが、広報広聴部・私学部・文化振興部では、中長期計画の策定を法令によって要請されていないことから、これを策定して

いない。また、都民生活部・消費生活部では、法令によって要請されている事業の計画のみを策定しているに過ぎず、これ以外の事業に関する中長期計画は策定していない。

表 D1-1-2 生活文化局の部ごとの法令に基づく中長期計画の策定状況

部署	計画名	計画期間	根拠法令
広報広聴部	—	—	—
都民生活部	男女平等参画のため の東京都行動計画	平成 24 年度～平成 28 年度 (5 か年)	東京都男女平等参画基本条 例第 8 条
	東京都配偶者暴力対 策基本計画	平成 24 年度～平成 28 年度 (5 か年)	配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する 法律第 2 条の 3 第 1 項
消費生活部	東京都消費生活基本 計画	平成 25 年度～平成 29 年度 (5 か年)	東京都消費生活条例第 43 条
	東京都消費者教育推 進計画	平成 25 年度～平成 29 年度 (5 か年)	消費者教育の推進に関する 法律第 10 条第 1 項
私学部	—	—	—
文化振興部	—	—	—

(生活文化局作成資料より監査人が抜粋)

なお、本報告書第 3 の VI の 1. 「文化振興部における文化振興事業全体の経営管理体制について」に記載のとおり、文化振興部は、文化施設の管理運営について、指定管理者として歴史文化財団を指定しており、当該財団が中長期計画を策定しているが、この中長期計画は、文化振興部のすべての事業を計画しているものではなく、また当該財団の自主事業も含まれていることから、文化振興部の中長期計画とは言えない。

また、都は平成 27 年 3 月に、「2020 年大会のレガシーとして東京を世界のどこにもない文化都市にする」ことを目指し、「東京文化ビジョン」を策定・公表しているが、これは「2015 年から 2025 年までの 10 年間でターゲット」に、「東京都の芸術文化振興における基本指針」、「2020 年大会に向けた文化プログラムの先導的役割」及び「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」といった 3 つの性格に依拠して 8 つの文化戦略 (表 D1-1-3 参照) のビジョンを掲げている。

表 D1-1-3 「東京文化ビジョン」における文化戦略

文化戦略1	伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信
文化戦略2	多様な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化
文化戦略3	あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築
文化戦略4	新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供
文化戦略5	都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める
文化戦略6	教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用
文化戦略7	先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出
文化戦略8	東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現

（「東京文化ビジョン」より監査人が抜粋）

「東京文化ビジョン」は、都全体で「東京芸術祭（仮称）」を展開し世界発信することや、文化・教育施設が集結している上野について文化交流の国際ハブ（拠点）となることを目指すためのソフト・ハード両面におたる整備指針、世界での活躍が期待できる多分野の新進若手芸術家の登竜門としての新人賞などのコンペティションの創設等、具体的な取組目標が盛り込まれており、都が目指す文化都市としての方向性について大きな意義を持つものと考えられる。

しかしながら、「東京文化ビジョン」は方向性を示すビジョンであって、生活文化局全体ないし文化振興部として、現在実施している主要施策を PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの観点から中長期的に計画しているものではないと考えられる。

(3) 中長期計画と PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの必要性について

文化庁が公表する「文化政策の評価手法に関する調査研究報告書」（平成 24 年 3 月）においては、文化芸術の振興に関する施策の評価について、各施策の PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの確立と改善、採択団体の PDCA サイクルの確立と改善への寄与、国民の説明責任と施策の成果・必要性のアピールの3つが基本的な目的として挙げられているところである。このような説明責任を含むマネジメントは、文化芸術の振興に関する施策のみならず、生活文化局全体にも、また各部それぞれの事業についても必要であるものと考えられる。

すなわち、生活文化局の事業は、いずれも、その事業の実施から具体的な成果が生じるのに相応の時間を必要とし、また成果を評価することが難しい面もあるが、生活文化局は、中長期の目標（方針・ビジョン）を設定した上で、こ

れに応じて、可能な限り具体的な中長期計画を策定して、その達成度合いを定期的に評価し、PDCA サイクルの中で必要な改善策を実施すること、また、このようなマネジメントについて、都税を負担する都民一般に対して、適時に分かりやすく説明し、その財源負担についての理解を得ることが必要であると考えられる。

また、その際には、より客観的な評価や説明を実施するよう、目標（方針・ビジョン）に応じて、定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定することが必要であると考えられる。

(意見2-1) 中長期計画と PDCA サイクルの必要性について

生活文化局は、様々な事業を実施しているが、局全体としても、各部としても、適切な中長期計画を策定していない。すなわち、生活文化局は局全体の計画が「東京都長期ビジョン」等に織り込まれていること、部の計画としては法令の要請により必要な計画を策定していることと認識しているが、「東京都長期ビジョン」には織り込まれていない部もあり、また織り込まれていても主要施策の一部のみしか織り込まれていない場合があること、また法令の要請によって策定している計画があるものの、それは生活文化局の一部の部署の一部の事業のみであることから、適切な中長期計画を策定してとは言えない。生活文化局の行う事業は、その事業の実施から具体的な成果が生じるのに相応の時間を必要とし、また成果を評価することが難しい面もあるが、有効性・経済性の観点から、中長期の目標（方針・ビジョン）に応じて、可能な限り具体的な中長期計画を策定した上で、その達成度合いを定期的に評価し、必要な改善策を実施する PDCA サイクルの経営管理体制を適切に構築すること、またこのようなマネジメントについては、都税を負担する都民一般に対して、その財源負担の理解を得られるよう、適時に分かりやすく説明することとされたい。

その際には、より客観的な評価や説明を実施するよう、目標（方針・ビジョン）に応じて、可能な限り定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定することとされたい。

(4) 中長期計画等の体系化とその情報の発信について

ホームページは、インターネットが普及した現代において、情報の発信ツールとして有効な1つの手段であると考えられる。しかしながら、その一方で、その情報を利用する立場から見れば、ホームページ内の情報量が増加すればするほど、本来利用したい情報の検索や理解が困難となるおそれがある。

このような観点で、生活文化局広報広聴部が所管する都ホームページ「都政

全般の主な計画」から、都全体の計画や生活文化局内の計画の閲覧を行った。その結果、「都政全般の主な計画」に係るページは、都政に関する各種計画の情報を局横断的に提供するものであり、情報発信の観点から一定の評価をすることができた。しかしながら、都及び生活文化局のページにおいては、生活文化局が所管する各種計画の情報が体系的に整理されていないように見受けられた。

例えば、「都政全般の主な計画」には、「東京都長期ビジョン」、「東京文化ビジョン」、「東京都消費生活基本計画」及び「東京都消費者教育推進計画」が掲載されている。しかしながら、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」が掲載されていない。もちろん、これらの計画は、他のページで掲載されているが、初めて情報を利用する立場からすれば、その情報の存在を知らない限り、ホームページから目的の情報に辿りつけぬおそれがある。

また、各部の中長期計画の中には計画期間が終了しているにもかかわらず、いつまでも整理・削除されていない計画が存在することから、新旧の計画情報がホームページ内に混在し、どの中長期計画が最新のもので、どの計画が期間を過ぎているものなのか不明瞭である。

しかも、ホームページに掲載されている計画に対応して、どのような報告書(実績・評価・改善策など)に関する情報が存在するのか、あるいは存在しないのかも分からない。

このように、ホームページを利用する外部の者からすれば、生活文化行政に関する計画等の情報を体系的に理解することが極めて困難な状況であると考えられる。

(意見 2-2) 中長期計画等の体系化とその情報の発信について

生活文化局が所管する計画等には、ホームページから容易に検索することができる情報、例えば「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」が存在しているほか、新旧の計画等がホームページ内に混在している。しかも各計画に対応する報告書(実績・評価・改善策など)に関する情報)の有無も分かりづらいことから、ホームページを利用する都民の目線で、生活文化行政に関する計画等の情報を網羅的かつ体系的に、分かりやすく発信する体制を構築することとされたい。

2. 生活文化局が所管する施設の財務情報について

(1) 生活文化局が所管する施設のコスト(フロー)情報について

生活文化局は、以下のとおり、多数の施設を所管しているが、施設別のコストや資産に係る財務情報が都民一般に開示されていない。そこで、監査人は、これらの財務情報の把握を試みることにした。

表 D1-2-1 生活文化局が所管する施設の一覧

所管部署	施設名
(生活文化局直営施設)	
都民生活部	東京ウイメンズプラザ
都民生活部	東京都太田記念館
都民生活部	旅券事務所(新宿、有楽町、池袋、立川)
消費生活総合センター	消費生活総合センター、多摩消費生活センター
計量検定所	計量検定所(本所)・タクシメーター検査場(立川、深川、港南)
(歴史文化財団管理施設)	
文化振興部	江戸博
文化振興部	たてもの園(江戸博分館)
文化振興部	写真美術館
文化振興部	現代美術館
文化振興部	都美術館
文化振興部	文化会館
文化振興部	芸術劇場
文化振興部	庭園美術館

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D1-2-1 のうち、直営施設について、平成 26 年度のコストを試算したところ表 D1-2-2 のとおりであった。なお、コストとしては様々な費目が想定されるが、おおよその財源負担を把握することを目的としているため、ここでは簡便的に主なコストのみから算定している。

表 D1-2-2 生活文化局の直営施設に係るコスト（平成26年度）

（単位：千円）

科目	東京ウイメンズプラザ	東京都太田記念館	旅券事務所 （※1）	消費生活総合センター （※2）	計量検定所 （※3）
指定管理料	-	-	-	-	-
委託料	73,496	21,579	387,281	42,985	218,242
補助金・負担金	53,352	-	26,589	9,815	1,177
人件費	58,098	-	237,250	271,160	476,347
物件費	820,948	-	419,932	299,922	73,686
維持補修費	-	381	-	168	598
工事請負費（※4）	-	-	-	-	-
建物等減価償却費	-	16,641	-	-	51,042
重要物品減価償却費	745	-	-	2,680	14,507
合計	1,006,639	45,169	1,071,052	626,730	835,599
都民一人当たり負担額（※5）	75円	3円	80円	47円	62円

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

- ※1 新宿旅券課、有楽町分室、池袋分室、立川分室の合計値である。
- ※2 多摩消費生活センターを含む。
- ※3 本所及びタクワンセンター（立川、深川、港南）の合計値である。
- ※4 工事請負費については、全額資本的支出とみなしてコストに含めない。
- ※5 都民一人当たり負担額については平成26年4月時点における都の人口13,321,447人を基に算出。

表 D1-2-2 のとおり、東京ウイメンズプラザは物件費が多額であることが分かる。これは、物件費のうち、東京ウイメンズプラザが入居するコスモス青山に係る不動産賃借料等（7億6百万円）が多額であることに起因している。コスモス青山は表参道駅から徒歩7分の場所に位置しており、この賃借料は、生活文化局が直営する他の施設と比較すると、突出して多額であることが分かる。なお、東京ウイメンズプラザにおける賃借料については、本報告書第3のⅢの2. の（1）「建物の賃貸借について」を参照されたい。

また、旅券事務所は、4つの事務所を設置しており、その運営を外部業者に委託しているため、業務委託料（387,281千円）が生じている。また、有楽町分室・池袋分室・立川分室は事務所用建物の賃借料等（290,818千円）が生じている。

次に、文化振興部が所管する文化施設について、平成26年度のコストの試算したところ、表 D1-2-3 のとおりであった。

表 D1-2-3 平成26年度の生活文化局各文化施設におけるコスト

（単位：千円）

科目	江戸博	たてもの園	写真美術館	現代美術館
指定管理料	1,538,860	281,341	693,081	839,639
委託料	-	-	-	-
補助金・負担金	-	-	-	-
人件費	-	-	-	-
物件費	-	-	-	-
維持補修費	102,940	52,296	-	35,295
工事請負費（※1）	-	-	-	-
建物等減価償却費	917,545	87,060	167,536	947,044
重要物品減価償却費	8,490	-	-	745
合計	2,567,835	420,697	860,617	1,822,724
都民一人当たり負担額（※2）	192円	31円	64円	136円

科目	都美術館	文化会館	芸術劇場	庭園美術館
指定管理料	570,641	345,360	959,174	-
委託料	-	-	-	-
補助金・負担金	-	-	-	261,700
人件費	-	-	-	-
物件費	-	-	-	-
維持補修費	4,201	-	5,000	7,022
工事請負費（※1）	-	-	-	-
建物等減価償却費	136,783	109,857	489,681	17,143
重要物品減価償却費	9,951	17,257	17,978	240
合計	721,576	472,474	1,471,833	286,104
都民一人当たり負担額（※2）	54円	35円	110円	21円

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

- ※1 工事請負費については、全額資本的支出とみなしてコストに含めない。
- ※2 都民一人当たり負担額については平成26年4月時点における都の人口13,321,447人を基に算出。

なお、これらコストについての監査人の所見は、本報告書第3のⅥの1. の（1）②「東京都における芸術文化経費について」、（1）③「文化振興部が所管する文化施設に係るコスト等について」及び（4）②「文化施設に係るPDCAサイクルと情報開示について」を参照されたい。